

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長
警視庁地域部長 殿
警視庁刑事部長
各道府県(方面)警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁生企発第190号、丁刑企発第26号
丁捜一発第32号、丁鑑発第422号
令和3年4月1日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁刑事局犯罪鑑識官

電車内における痴漢対策の推進について(通達)

電車内における痴漢事犯は、被害者に深刻な被害を生ずる悪質な犯罪行為であり、検挙対策を講じることがもとより、抑止対策として鉄道事業者等と連携した効果的な広報、啓発活動を行うことにより痴漢撲滅の社会的機運を向上させるため、下記の点に留意して対策を推進されたい。

記

1 推進事項

(1) 抑止対策

ア 広報・啓発活動の強化

痴漢発生抑止に向けた啓発や、痴漢の予防策及び痴漢を見逃さず傍観者とならないようにするための広報の継続的な実施に加え、電車内の痴漢の発生実態や予防の効果の期待できる時期に合わせた鉄道事業者等と協働したキャンペーン等の実施により、電車内の痴漢撲滅の社会的機運の向上に努めること。

イ 鉄道事業者等における痴漢防止対策の更なる実施の働き掛け

電車内の痴漢撲滅については、「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」(平成23年3月10日「痴漢防止に係る研究会」報告)において、鉄道事業者等に提言された取組として、駅構内等の警戒と電車内アナウンス、女性専用車両の拡大、電車内防犯カメラの設置検討、電車内多発箇所へのポスター掲示等が挙げられ、当該事業者により推進されているところであるので、これら対策の着実な実践とその拡大に向けて継続した働き掛けを行い、鉄道事業者との連携を強化すること。

また、上記報告書においては、電車内の痴漢撲滅を電車利用者全ての問題として捉え、電車通勤・通学者を有する職場・学校等の取組として、時差出勤等への配慮、痴漢被害を発生させないための研修の実施等についても提言されていると

ころであり、企業・学校等に対して、こうした痴漢防止対策の推進について働き掛けを行うこと。

(2) 検挙対策

ア 取締りの重点

電車内の痴漢被害が多発する路線及び時間帯を中心とした取締りや、被害相談を受けての同行警乗による取締り、必要に応じた捜査員の集中運用など、現行犯的な検挙に重点を置いた施策を推進すること。

イ 適正捜査の推進

電車内の痴漢事犯は、被害者にとって深刻な被害を生ずる悪質な犯罪行為である一方、目撃者の確保が困難で人的証拠や物的証拠に乏しく、被害者の供述等により事実認定を行うことが少なくない。したがって、適正捜査の観点から、早期臨場による目撃者等の確保、早期の実況見分、写真撮影等証拠保全の徹底、供述の裏付け捜査の徹底、微物等の客観的証拠の収集及び鑑定の実施、逮捕の必要性及び留置の要否の適切な判断等に留意すること。

ウ 鉄道事業者との連携強化

平素から鉄道事業者に対し、事件発生時の迅速な通報はもとより、被疑者や目撃者等の確保、目撃者や逮捕協力者を留め置きできない場合の人定・連絡先の確認等について協力要請をする等、捜査活動への協力体制の構築を図ること。

2 警察庁への報告

鉄道事業者等と協働したキャンペーンの実施、鉄道事業者への働き掛けにより上記提言事項の推進が図られた場合等、痴漢撲滅に向けた施策を講じた場合は、警察庁生活安全局生活安全企画課に申報すること。